

# 社会福祉法人浪速松楓会 常勤役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人浪速松楓会（以下「当法人」という）の常勤役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規定でいう常勤役員とは理事長及び業務執行理事をさす。

(報酬等の支給)

第3条 常勤役員には、勤務実態に応じて下記の通り報酬等を支給する。

- (1) 理事長は週平均4日以上または年間200日以上業務にあたること、その他の常勤役員は週5日以上業務にあたることを条件に、報酬を月額で支給する。賞与についてはこれを支給しない。退職金についてはその功績に応じて別に定める退職金算定基準計算式により算出された額を理事会の承認を得て支給する。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 当法人には理事長及び業務執行理事が役員報酬を受けており、職員給与規程に基づく報酬を受けている常勤理事が1名いるが、理事長及び業務執行理事の2名の報酬総額は年額1800万円以内とする。
- (2) 報酬については、当法人の業績に鑑み、別表第1に定める額の範囲内で毎年1回決定する。
- (3) 常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給されている常勤役員の報酬は、支給しない。

(報酬等の支払方法)

第6条 新たに常勤役員に就任した、または当法人の職員との兼務を外れ常勤役員のみになった場合は、その翌月分より本規定の額を支給し、その月分はそれまでの報酬規定による額を支給する。

- 2 退任、解任の場合、それが月の途中であっても日割り計算はせず。その月分については全

額支給する

第7条 本規程の改廃は評議委員会の承認を受けて行う。

附則 この規定は平成30年4月1日より適用する。

別表1（常勤役員の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 900,000円 以内
業務執行理事	月額 600,000円 以内

常勤役員の退職金算定基準計算式

最終報酬月額×在職年数×功績倍率

（在職年数） 役職に拘わらず当法人に在職していた年数

（功績倍率） 理事長 3.0倍

業務執行理事 2.0倍